

(様式4 実施結果の公表)

つくば市市民参加推進に関する指針(案)の
パブリックコメント手続の実施結果

平成30年3月

つくば市政策イノベーション部企画経営課

■ 意見集計結果

平成 30 年2月2日から3月5日までの間、つくば市市民参加推進に関する指針(案)について、意見募集を行った結果、5人から 17 件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	5人
合計	5人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 指針全体 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	本指針が市役所の各担当で確実に実行されるようにしてほしい。	1件	庁内で十分に周知し、市民参加を推進していきます。
2	仕事をしていない人や、主婦、高齢者だけの意見を聴くのではなく、昼間は働いている人等の意見も汲取れるように工夫してほしい。	1件	「3(2)参加しやすい環境づくり」で示しているとおり、できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけるとともに、より簡易に参加できる市民参加の手法を検討し、取り組んでいきます。
3	市長への手紙をインターネットで受付けるほか、市民の利用が多い公共施設、商業施設、病院、学校等に市長への手紙のポスト設置等を行ってほしい。	1件	市ホームページから「市長へのメール」が送信できるほか、「市長へのたより」の専用はがきを、市庁舎及び各窓口センターをはじめ、市内各地の公共施設で配布しており、郵便ポストから送付することができます。 なお、現在、市民から市に寄せてい

			ただ意見等には、個人情報やプライバシーに係わる内容が含まれるケースが多い傾向があります。市の施設以外の場所に意見を集めるポストを設置した場合、情報の漏洩等のリスクが懸念されるため、現時点ではポストの設置は考えていません。
--	--	--	--

○ 1 指針の目的 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>1行目の「市民参加の推進」が何に対するものか示されていないため、「本指針では、市政への市民参加の推進に関する～」とし、「市政への」を明示すべきかと考える。</p> <p>または「本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的に、市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示します。」としてはどうか。</p>	1件	市民参加には二つの側面があるということを「2(2)市政への市民参加」において定義付けていることから、目的の冒頭では「市政への」を加えず、「市民参加の推進」とします。

○ 2(2)市政への市民参加 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>2段落目の「市民参加を『①市民が直接的に市政に参加すること』とします。」を厳密に表現する必要がある。「市民参加のうち『①市民が直接的に市政に参加すること』を対象とします。」と修正してはどうか。</p>	2件	御意見のとおり修正します。 (修正の内容参照)

○ 2(3)市民参加の4段階 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	市民参加を「共有，理解」を加えた4段階とする意味をよりわかりやすくするため，「市政への市民参加を『共有，理解』を第1段階として加えた4段階とし」と修正してはどうか。	2件	御意見のとおり修正します。 (修正の内容参照)

○ 3(1)情報の積極的な発信 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	行政からの一方的な発信と読める。「市民の求めに応じて，必要とされる情報を公開することとする」と，情報公開についても言及が必要ではないか。	1件	情報公開については，「つくば市情報公開条例」に基づき既に取り組んでいます。 ここでは，市民の求めがなくても，常日頃から積極的に情報を発信していくことを示しています。

○ 4 市民参加の実施 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	行政が主語であるならば，中題は「市民参加の実施」ではなく「市民参加の推進」が適切ではないか。	1件	ここでは，「市民参加の4段階」において，市民が市政に直接的に参加するための具体的な手法の実施を示すことから，「市民参加の実施」としています。
2	1段落目で「最適な市民参加を実施していくことを目指します。」とあるが，どのような状態を最適とするのか，判断基準を明確にできないのではないか。「最適」，「実施」という表現をやめ，「市民参加を推進します。」ととどめてはどうか。	1件	事業の分野や内容・性質などに応じて，最も適した手法を実施することを目標としています。

○ 4(1)共有, 理解 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	情報公開についても明示することが必要ではないか。	1件	「3(1)情報の積極的な発信」の回答と同様に、情報公開については、「つくば市情報公開条例」に基づき既に取り組んでいます。 ここでは、「共有, 理解」段階で実施する具体的な市民参加手法について示しています。

○ 4(2)企画・立案, 計画 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	審議会等を行政の通常の勤務時間で行うと、市民の参加するハードルが高くなる。「市民が委員等として参加しやすい曜日・時間での開催に取り組む」という記述があることが望ましい。 その場合は、行政職員の業務負担が高くなる懸念もあるため、柔軟な勤務時間等、行政職員の就業体系の見直しも必要と考える。	1件	指針3ページの「3(2)参加しやすい環境づくり」において「市民が置かれている状況を十分に考慮した上で、市民参加の取組を行う『時間』や『場所』を決定するなど、できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけます。」と記載しているとおり、市民が委員等として参加しやすい環境をつくることを市民参加の推進に関する基本的な考え方の一つとしています。 参加しやすい環境づくりは、4段階全てに関係するものであり、各段階において十分に検討し、取り組んでいきます。 職員の業務負担については、参考とさせていただきます。

○ 5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	4段落目の検証期間について、社会環境の変化に対応するために3年にするなど、期間をもう少し短くすべきではないか。	2件	隔年で実施するつくば市市民意識調査の結果を指標の一つとした場合、指針の策定後3年以内では、十分な検証を行うことができないと考えます。 「5年を超えない期間ごと」とあると

			おり、今後市民参加推進の取組を進めていくなかで、3年で検証を行うこともできることから、「5年」とします。
--	--	--	--

○ 別紙 市民参加の手法 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	市民からの提案による市民発の話合いの機会として「市民集会」を加えてほしい。	2件	本指針では、「市民が直接的に市政に参加すること」を市民参加としていることから、ここでは行政が実施する取組について記載します。
2	「アンケート調査」はサンプルの取り方によって強い恣意性を持った結果が導かれることから、効果的な手法であるとは言いがたい。 また、方法によっては客観的なデータとなり得ないため、概要を見直すべきである。	1件	御意見のとおり修正します。 (修正の内容参照)

■ 修正の内容

○ はじめに について

修正前	修正後
1 ページ はじめに 5 段落目 市民参加は、市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民自治を基調とした市政を実現していくための重要な取組です。本市は、より一層の市民参加を推進していきます。そのために、行政が市政運営を担うに当たって基本とすべき、市民参加推進に関する指針を策定します。	1 ページ はじめに 6 段落目 市民参加は、市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民自治を基調とした市政を実現していくための重要な取組です。本市は、より一層の市民参加を推進していきます。 <u>そのために、つくば市行政経営懇談会の御意見をいただき、行政が市政運営を担うに当たって基本とすべき市民参加推進に関する指針を策定しました。</u>

パブリックコメントではありませんが、本指針策定に当たっての、行政経営懇談会の役割を示すため、文章を修正しました。

○ 2(1)市民 について

修正前	修正後
<p>2 ページ</p> <p>2 (1) 市民</p> <p>本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。</p>	<p>2 ページ</p> <p>2 (1) 市民</p> <p>本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする<u>法人</u>、<u>団体</u>、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。</p>

パブリックコメントではありませんが、よりわかりやすい文章とするため、団体の前に法人を加えました。

○ 2(2)市政への市民参加 について

修正前	修正後
<p>2 ページ</p> <p>2 (2) 市政への市民参加</p> <p>本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加を「①市民が直接的に市政に参加すること」とします。</p>	<p>2 ページ</p> <p>2 (1) 市政への市民参加</p> <p>本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加のうち「①市民が直接的に市政に参加すること」を<u>対象</u>とします。</p>

○ 2(3)市民参加の4段階 について

修正前	修正後
<p>2 ページ</p> <p>2 市民参加とは</p> <p>(3) 市民参加の4段階 3 段落目</p> <p>そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有、理解」を加え、4段階とし、常に「共有、理解」を図りながら、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し、実施していきます。</p>	<p>2 ページ</p> <p>2 市民参加とは</p> <p>(3) 市民参加の4段階 3 段落目</p> <p>そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有、理解」を<u>第1段階</u>として加えた4段階とし、常に「共有、理解」を図りながら、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し、実施していきます。</p>

○ 別紙 市民参加の主な実施手法 について

修正前	修正後
<p>7 ページ</p> <p>13 アンケート調査</p> <p>アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査です。行政にとっては、市民意見を反映した政策の形成や評価を行う上で効果的な手法であるとともに、市民にとっても容易に参加できる手法です。</p>	<p>7 ページ</p> <p>13 アンケート調査</p> <p>アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査<u>であり</u>、市民にとっても容易に参加できる<u>手法の一つ</u>です。</p>